

資料5 費用

診療収入等の骨子

指定入院医療機関

- 1 基本的な枠組み
 - 指定入院医療機関の収入は、経常的な診療収入（法律第83条第2項に規定するに基づく）と、診療報酬（法第83条第1項）とを合わせたものである。また、診療報酬（法第83条第1項）は、診療報酬（法第83条第1項）と診療収入（法第83条第2項）とを合わせたものである。
 - 入院決定に係る精神障害の特性から見て密接不可分なもの以外については、医療保険等の給付対象となる。
 - 2 経常的な診療収入
 - 基本的には診療報酬的な仕組みとし、特定の技術を除き、原則、包括払いとする。
 - 具体的な病額の経年数等を反映した人件費を含む標準的なコストを基礎に評価されるよう設定する。
 - 3 開設当初の運営費（全額国庫負担）
 - 開設当初の収支ギャップの解消（人員確保と入院動向のギャップ）
 - 病院単位の活動費支援
- ※ 2、3については、その内容等について財務省と協議を進めている。